

令和7年度(2025年度)くまモンランド全国キャラバン

企画運営業務委託基本仕様書

1 業務名

令和7年度(2025年度)くまモンランド全国キャラバン企画運営業務

2 業務の目的

世界中からヒト・モノ・企業を熊本に呼び込む「くまモンランド化構想」の取組みとともに熊本の魅力を発信するため、くまモンやくまモンランド及び熊本の観光情報等をPRする企画展示並びにくまモン隊のステージイベントを実施する企画展を全国各地で開催することで、新たなくまモンファンや熊本ファンを獲得して熊本への誘客を図り、「くまモンランド化構想」の更なる推進を図ることを目的とする。

3 委託期間

契約締結の日から令和8年(2026年)3月19日(木)まで

4 業務の内容

(1)くまモンランドに関する企画展の実施

- ・以下に記載する期間及び会場で企画展を実施すること。なお、開催時間は、原則として午前10時00分～午後5時00分とすること。
- ・企画展実施に係る調整、展示物等の輸送、会場の設営・撤収、期間中の運営等、企画展実施に係る一切の業務を遅滞なく実施すること。

①四国地域

期間:令和7年(2025年)12月12日(金)～12月14日(日)

会場:マリタイムプラザ高松 2階テナントスペース+1階共用部
(香川県高松市)

②東海地域

期間:令和8年(2026年)1月10日(土)～1月12日(月・祝)

会場:ぎふしんフォーラム 2階展示ギャラリー
(岐阜県岐阜市)

③東北地域

期間:令和8年(2026年)1月24日(土)～1月26日(月)

会場:コラッセ福島 4階多目的ホール
(福島県福島市)

※会場については、全て仮予約済み。なお、ぎふしんフォーラムにおいては、別途多目的ルーム(スタッフ控室用)及び和室(くまモン隊控室用)を仮予約済み。

※設営・撤収については、期間の前後の日を仮予約済み。撤収を開催期間最終日の当日又は翌日を行うかについては、委託候補者決定後の協議により決定する。

※会場使用料等の概算額については、参考見積額に含めること。

(2) 展示テーマ及び展示構成の検討

・くまモンの魅力や「くまモンランド化」構想の取組み、熊本県の観光情報等を発信するのにふさわしい展示テーマの設定及び具体的な展示物等の展示構成を行うこと。

・展示構成については、3会場に共通する基本的な展示構成を提案すること。

・展示構成において、会場内にくまモンステージ用のステージを配置すること。なお、マリタイムプラザ高松においては、1階共用部をステージの配置場所とする。

(3) 展示物及び展示装飾の制作

・展示テーマ及び展示構成の世界観を表現するために、以下の物を制作すること。

① 展示テーマに沿った展示物

② 展示構成の世界観を表現するために必要な展示装飾

(4) くまモンステージの実施

・期間中の全日において、1日2回くまモンのステージを実施すること。

・出勤に係るくまモン隊との調整を行うこと。

・出勤に係る経費(交通費・宿泊費、3泊4日を想定)の概算額については、参考見積額に含めること。

(5) ノベルティ等の制作

・くまモンがデザインされた来場者用ノベルティ等を制作すること。

※企画展限定オリジナルグッズの制作・販売の提案も可能とする。また、既製品のくまモングッズ(イラスト利用許諾を受けているものに限る)の仕入れ・販売も可能とする。なお、グッズ販売により得た収入は、全額受託者が収受するものとする。ただし、東北会場は、PRを目的とした会場の使用となっているため、施設管理者との協議により、認められる範囲内とする。

(6) 企画展のプロモーションの実施

・企画展を告知する特設ホームページを制作し、SNS 広告やインターネット広告等による積極的なプロモーションを行い、誘客を図ること。

5 成果物及び成果物の提出

(1) 成果物

業務完了後、速やかに次の①～④を提出すること。

① 業務完了報告書(A4版)

② 制作した展示物の現物及びデザインデータ

※現物は当課指定の保管場所に直接輸送すること(熊本市内)

③制作したノベルティ等のデザインデータ

※②及び③のデータファイルはCD-R等の電磁的記録媒体にて提出すること。なお、電磁的記録媒体に記録するファイル形式は、イラストレータ形式、JPEG及びPNG形式とすること。

(2)成果物の提出先

熊本県知事公室国際・くまモン局くまモン課

(熊本県熊本市中央区水前寺 6 丁目 18 番 1 号)

6 守秘義務

- (1)受託者は、業務上知り得た情報を厳重に管理し、関係者の他に漏らしたり、本業務の履行以外の目的に使用したりしてはならない。このことについては、契約期間が終了した後であっても同様とする。万一、受託者の責に帰する情報漏えいが発生した場合、それにより発生する損害については、受託者が自己の責任において処理しなければならない。
- (2)本業務を行うため、個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護に関する法令等を遵守しなければならない。

7 著作権

- (1)本件委託の履行に伴い発生する成果物に対する著作権(著作権法第27条及び第28条の権利を含む。)は、全て委託者に帰属するものとする。
- (2)受託者は本件委託の履行に伴い発生する成果物について、委託者及び委託者が指定する第三者に対して著作者人格権を行使しない。
- (3)受託者は、業務の実施に当たり第三者が権利を有する著作物(映像・写真・音楽等)を使用する場合、著作権、肖像権等に厳重な注意を払い、当該著作物の使用に関して費用の負担を含む一切の手続きを行うものとする。
- (4)受託者は、本業務に関し、第三者との間で著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合には、当該紛争等の原因が専ら委託者の責に帰す場合を除き、自らの責任と負担において一切の処理を行うものとする。

8 受託者の責務

- (1)委託者の承諾なしに、契約により生ずる権利を第三者に譲渡し、または、義務を第三者へ引き受けさせることはできない。
- (2)委託者の承諾なしに業務の処理を第三者に委託し、または請け負わせることはできない。
- (3)業務の処理に関し発生した損害(第三者に及ぼした損害を含む)のために必要となった経費は受託者が負担する。
- (4)関係法令を遵守し業務に当たること。

9 留意事項

- (1)受託者は、契約締結後、速やかに業務の工程表を作成して委託者の承諾を得るこ

と。

- (2)本業務の遂行にあたっては、委託者と適宜打合せや日程の調整等を行い、確認を得た上で実施すること。
- (3)くまモンのイラスト等を利用する場合は、「熊本県キャラクターくまモン・くまもとサプライズロゴの利用に関する規程」及び「くまモンイラスト・くまもとサプライズロゴ利用の手引」の内容を遵守すること。
- (4)本仕様書に定めがない事項であっても、委託者が必要と認めて指示する簡易な事項については、受託者は、契約金額の範囲内で実施すること。
- (5)委託者は、業務の実施にあたり、受託者が必要とする資料や情報等の提供について、支障のない範囲で協力する。

10 その他

- (1)本仕様書に定めのない事項又は仕様について疑義が生じた場合は、適宜協議の上、解決することとする。
- (2)本仕様書は、受託者に対して業務の具体的な実施方法等についての提案を求めた上で、その内容を反映した仕様書に変更されることがある。